

1 開 会 新町調整課長 午後 1 時 30 分

2 会長あいさつ

協議に入る前に、住居表示調査研究分科会長から、第 3 回庄内町住所表示見直しに関する審議会において求められた図面の追加資料について報告をいただいた。

3 協 議

(1) 「住所表示見直し事業のあり方について (答申)」案について  
(事務局説明：別紙答申案)

【会 長】表紙に関してはこれで良いと思います。別紙 (1) は住居表示、(2) は字名変更のそれぞれの分科会の報告に基づいています。何かございませんか。

【委 員】別紙 (2) イに「集落名と一致させることを基本とすべき」とあるので、(1) にも、資料 1 にある 7 つの新町に分け、将来〇丁目等にするといった内容を記載しなくてよいのですか。この答申の内容からは、名称から先のことが見えてきません。そこまでは必要ないのでしょうか。

【事務局】そのことについては、11 月 29 日に開催された第 5 回住居表示調査研究分科会で十分検討した経過があります。余目地域を 7 つに分けたことについては、対象集落が 16 あり、仮に〇丁目と分けた場合、概ね 6 つか 7 つに分けるのが適当であろうということと、こうする場合に街区数は多少多くなりますが、他の事例を見ても問題はなく、国・県・町道を基本に分け、新町数を少なく、街区数を増やす、この分け方が一番適当ではないかとなりました。具体的な名称については、(1) エに記載しているように、分科会の中では余目一丁目、二丁目、・・・、狩川一丁目、二丁目、・・・というような具体的な話まで出たのですが、今後のことを含め、今の段階で限定すべきではないと判断し、包括した方法として、「余目、狩川を活かす方向で検討する」というように集約させていただきました。

【会 長】その他ございませんか。(2) はいかがでしょうか。

【委 員】字名変更の図面は添付しないのですか。

【事務局】こちらは枚数が多いことから、資料 3 という A4 判 1 枚にまとめました。

【会 長】具体的にどのような見直し範囲なのか、となることを考えれば図面を添付した方が良いのではないのでしょうか。

【事務局】それでは、資料 3 以降に字名変更の図面を 7 枚添付するというものでいかがでしょうか。

【一 同】異議なし。

【委員】委員の任期が2年であっても、今回答申をし、町長から諮問がなければ、任期中でも審議会を開催しない可能性もあるのですか。

【事務局】それも考えられますが、現在の事務局の考えとしては、平成20年度も引き続き別の形で審議会を開催したいとは考えています。

【委員】意見ですが、できるだけ早い時期に、実施した場合の概算経費を示すべきという内容を答申へ記載したらどうかと思います。

【事務局】事務局の予定では、来年度は、この答申を基に町としてどういう方向性でしきり直して進めていくか整理しなければならないと思っています。例えば、町が事業の基本計画を作成し、方向性を示したところへ、皆さんから意見をいただく機会も必要かと思えます。その中で経費のことを含め示していくべきと我々も感じています。

【委員】そうであれば(3)の中に「計画を定めて、住民に説明をし」と加えることで、今の事務局の話もでてくる可能性があるように思います。ある程度の具体的な内容を示さない限り、住民にも説明できないわけなので、そのような文言を加えてはどうかと思います。

【事務局】(3)については、その他にも読みづらい部分もあるので、休憩をいただき事務局から修正案を出したいと思っています。他にも意見をいただきたいと思っています。

【委員】住居表示、字名変更ともに見直しの対象範囲から外れたところの理由を(3)又は別に記載したらいかがでしょうか。

【委員】見直し対象範囲については、(1)ではア、(2)ではウに記載しており、住居表示、字名変更どちらも図面を添付するわけなので、そこまで記載すべきでしょうか。住居表示は新町割りについても触れていないので、あまり細かいところまでは触れなくてもいいのかと思います。

【会長】(3)について、いかがでしょうか。

【事務局】休憩して若干時間をいただき、修正案を示させていただき、その後ご意見をいただくこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【会長】事務局より説明をお願いします。

【事務局】「(3)事業の実施にあたっては、町が基本的な方針を定め、町民に対し具体的な内容とともに、この事業によって加入自治会や小学校区は変わらないことなどを十分に説明し、合意と理解を得ながら計画的な推進に努めるべきである。」としました。

【会長】このような内容で答申するというので、いかがでしょうか。

【一同】異議なし。

【事務局】加えて、別紙(1)の(以下「住居表示」という。)の一文は特に必要がないことから、削除するようお願いします。意見の確認ですが、見直しの対象範囲から外れたところに関しての記載について、特に盛り込まなくてもよいか再度確認をお願いします。

【会長】住居表示の見直し対象範囲については農業振興地域をできるだけ外しているし、見直しをする範囲の図面を添付することから、このままでよいかと思います。もし意見が

ないようでしたら、このままで答申したいと思います。

(2) その他 なし

4 その他

【事務局】答申の中身については、今日話し合っただけで決まったように修正させていただきます。12月26日、会長から町長へ答申していただきますが、その他の委員には写しを配布いたしますので、よろしくお願いします。

5 閉 会 会長 午後3時00分